

令和7年度第1回大網白里市地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会 次第

日時：令和7年12月17日（水）協議会終了後

場所：中央公民館1階講義室

1 開会

2 議 題

（1）瑞穂地区コミュニティバスの運賃設定について

3 その他

4 閉会

配付資料

次第

席次

大網白里市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領

・議題資料

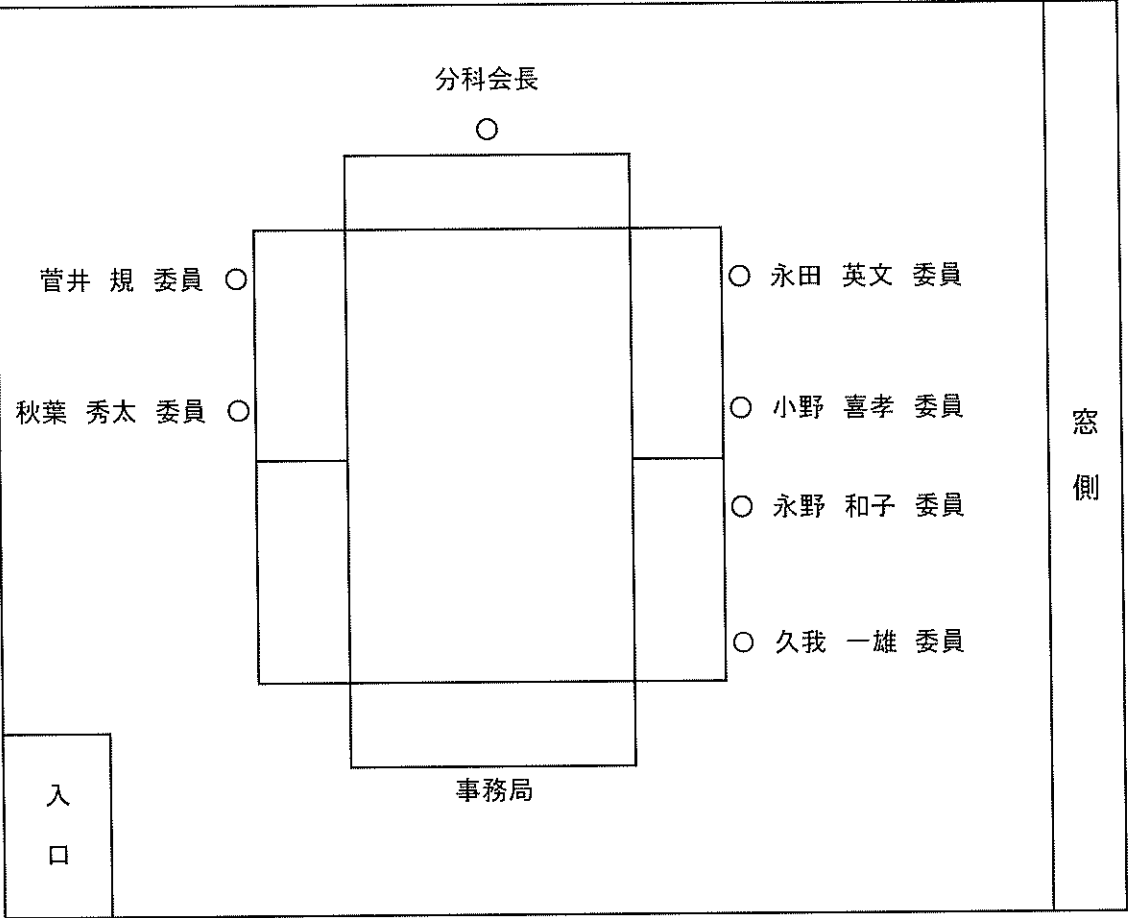
（1）瑞穂地区コミュニティバスの運賃設定について資料1

- ・道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書参考

令和7年度大網白里市地域公共交通活性化協議会 運賃協議分科会 席次表

日時: 令和7年12月17日(水)協議会終了後

場所: 中央公民館1階講義室



大網白里市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、大網白里市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)
- 第12条第3項の規定により、分科会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(分科会の役割)

- 第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について協議し、その結果を大網白里市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に報告するものとする。

(組織)

- 第3条 分科会は、企画政策課長のほか、協議会委員の中から会長が指名する者(以下「構成員」という。)をもって組織する。

(構成員の任期)

- 第4条 構成員の任期は、協議会でその都度定める。

(分科会長)

- 第5条 分科会に分科会長を置き、企画政策課長をもって充てる。
- 2 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

(分科会の運営)

- 第6条 分科会は分科会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 分科会の議決方法は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 3 分科会は原則として公開とする。ただし、分科会長が必要と認めたときは非公開とすることができる。
- 4 分科会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

- 第7条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

瑞穂地区コミュニティバスの運賃設定について

(1) 市民、利用者及び利害関係者の意向について

市民、利用者及び利害関係者の意向を確認するため、下記期間においてパブリックコメントを実施したところ、特に意見等はありませんでした。

実施期間：令和7年10月31日（金）～12月1日（月）

実施方法：市ホームページ及び行政機関窓口において運賃設定の概要を公表し、意見を募集した。

(2) 瑞穂地区コミュニティバス 運賃設定

区 分	運賃の額（1回）
大人 （中学生以上）	200円
小人（小学生）	100円
障がい者 （障がい者手帳を提示の場合）	100円
運転免許自主返納者 （運転経歴証明書を提示の場合）	100円
幼児（1歳以上～6歳未満）	・ 1人で乗車した場合 100円 ・ 大人又は小人が同伴する幼児2名までは無料 （3人以上の場合、3人目から小人運賃が必要）
乳児（1歳未満）	無料
小人の障がい者	50円
利用できる回数券	1,000円（100円券×11枚綴り） 2,000円（200円券×11枚綴り）

【参考・路線バス運賃】

大網駅～大網病院	200円
----------	------

【既存のコミュニティバス運賃】

増穂地区増穂地区コミュニティバス	200円
白里地区コミュニティバス（地区内）	200円

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年12月17日に開催した大網白里市地域公共交通活性化協議会運賃
協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

（瑞穂地区コミュニティバス）

区 分	運賃の額（1回）
大人 （中学生以上）	200円
小人（小学生）	100円
障がい者 （障がい者手帳を提示の場合）	100円
運転免許自主返納者 （運転経歴証明書を提示の場合）	100円
幼児（1歳以上～6歳未満）	・ 1人で乗車した場合 100円 ・ 大人又は小人が同伴する幼児2名までは無料 （3人以上の場合、3人目から小人運賃が必要）
乳児（1歳未満）	無料
小人の障がい者	50円
利用できる回数券	回数券 1,000円（100円券×11枚綴り） 2,000円（200円券×11枚綴り）

3 運賃を適用する路線又は営業区域

- ・ 大網白里市瑞穂地区コミュニティバス（上り・下り）

4 適用する期間又は区間その他条件を付す場合には、その条件

- ・ 特になし

5 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

- ・ 秋葉タクシー有限会社（瑞穂地区コミュニティバス）

令和 年 月 日

大網白里市地域公共交通活性化協議会